

円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書（八戸市）

1. 推進計画書の趣旨

青森県建築行政マネジメント計画「III. 計画の内容 1. 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保（1）迅速かつ適格な建築確認審査の徹底」に規定する、特定行政庁である八戸市における建築確認審査の迅速化のための取組み及び建築確認の審査過程のマネジメントは次のとおりとし、引き続き円滑な建築確認手続き等を推進します。

2. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な建築確認審査を実施するために、以下のとおり取り組みます。

（1）事前協議の充実

設計者等の事前協議は適確な審査と審査期間の短縮を図ることから、法改正や運用基準等に関する情報提供を含め積極的に行います。

また、関係機関への協議等を綿密に行うよう指導し、円滑に着工できるようにします。

（2）指摘事項等の早期伝達

指摘事項については、まとめて示すことを原則としますが、審査時点での図書の不足や不整合、明示すべき事項の不備及び法適合上の大きな問題を発見し、追加書類等の作成に相当の時間を要する認められる場合は、審査途中であっても速やかに連絡します。

（3）相互理解

指摘事項については、設計者の求めにより協議を実施し、審査側と設計者側の相互理解に努めます。

（4）消防同意手続きとの並行審査の実施

消防同意については、従前より並行審査を行っていますが、今後とも消防機関と十分な調整や情報交換を行います。

3. 建築確認の審査過程のマネジメント

建築確認の審査過程のマネジメントについて以下のとおり取組みます。

（1）物件毎の進捗管理

構造計算適合性判定を要するものと要しないもの毎に、確認申請受付から確認済証交付までの所要時間を整理し、審査体制や審査方法等に改善の余地がないか検討します。

（2）審査に係る情報共有

- ① 審査担当者により審査方針や内容に差が生じないよう、建築主事と活発な意見交換を行い、審査に係る情報共有を図ります。
- ② 日本建築行政会議を通じて、確認申請の運用の明確化を図るほか、青森県内の特定行政庁とも情報交換、意見交換を行い、確認審査の運用の明確化に努めます。
- ③ 審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させます。

(3) 申請者への情報提供

- ① 統一的な運用、確認手続きの公平性・効率性等を確保するため、確認審査を通じて得られた申請上の留意事項等は、建築指導課の窓口で情報提供を行います。